（総務省組織令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第四条の規定による改正後の総務省組織令第七条第一項第十三号並びに第四十七条第四号及び第六号の規定の適用については、同項第十三号中「通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）」とあり、及び同条第四号中「通知並びに個人番号カード」とあるのは「通知」と、同条第六号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体」とする。

（特別区の特例）

第十一条　番号利用法整備法第十七条第二項、第十八条第四項、第二十条第四項及び第六項から第八項まで、第二十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二条第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第十二条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項第八号中「第三十条の三十二」を「第三十条の三十一」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十三条　地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条のうち住民基本台帳法施行令第三十二条第二項の表第十三条第三項の項の改正規定中「。第三十条の十五第一項において同じ」を削る。

第三十八条の見出しを「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）」に改め、同条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令」に改め、同条のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令第二十一条の改正規定中「第二十一条」を「第三十一条」に、「区長」を「区長（」に、「（総合区長を含む。第三十二条及び第三十三条において同じ。）」を「総合区長を含む。」に、「同表第三十二条の項」を「同表第四十六条の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。第六十二条において同じ。）」を加え、同表第六十二条の項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「作成した区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第四十七条のうち総務省組織令第七条第一項第二十九号及び第四十六条第九号の改正規定中「第七条第一項第二十九号」を「第七条第一項第三十号」に改める。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年九月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第七条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十六条とし、第八条を第二十五条とし、第七条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設）

第二十三条　法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六　前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定めるもの